

○宇治市障害者・高齢者権利擁護センター運営委員会設置要項

令和6年10月1日

(目的及び設置)

第1条 宇治市障害者・高齢者権利擁護センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、宇治市障害者・高齢者権利擁護センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) センターの運営・活動方針、事業計画に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、運営委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局は、センターに置く。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 この要項の施行後最初の運営委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。